

■ 2. 受験申込方法

■ 2-1. 同意事項

案内書をよく読んで、記載されている内容に同意した上で、申し込んでください。申し込まれた場合は、案内書に記載された全ての事項に同意されたものとみなします。

■ 2-2. 受験手数料

- (1) 受験手数料は、**7,500 円**です（情報処理技術者試験は消費税込み。支援士試験は非課税）。
- (2) **受理した受験手数料は、理由のいかんにかかわらず返還できません。次回以降の試験への充当もできません。ただし、経済産業省及び IPA の判断で試験実施を中止した場合などを除きます。**
- (3) 領収書は、後日発送する受験票に刷り込みます。領収書を紛失された場合などで再発行（1年以内に限ります）を希望される方は、ホームページを参照してください。
- (4) 地震、台風など、やむを得ない事情によって、経済産業省及び IPA の判断で試験実施を中止することがあります。その場合でも、再試験はできません。試験実施を中止した場合には、受験できなかった方へ IPA が定める期間内に受験手数料の返還等の措置を行います¹⁾。ただし、試験中止に伴う受験できなかった方の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

注¹⁾ 受験手数料の返還に当たっては、返還に要する諸費用を差し引く場合があります。

■ 2-3. インターネット個人申込み

申込方法はインターネット個人申込みとなります。団体申込、願書郵送申込みは行いません。ただし、身体障害者など受験時の特別措置を希望される方のうち、インターネット申込みを利用できない方は、願書郵送申込みを受付けます。詳しくは 18 ページを参照してください。

インターネット申込みは、ホームページ (<https://www.jitec.ipa.go.jp/>) にアクセスして、申込手順に従って受験者本人が必要事項を入力する方法です。詳細は、ホームページを参照してください。

払込方法

払込方法には、次の三つの方法があります。

- (1) クレジットカード決済
- (2) ペイジー (Pay-easy) による払込み¹⁾
- (3) コンビニ利用による払込み¹⁾

注¹⁾ 払込手数料 (186 円) は払込人の負担です。

注意事項

- (1) 申込みの締切直前は、申込みが集中しアクセスに時間が掛かったり、アクセスできなかつたりすることが予想されますので、できる限り早めに申込手続を行ってください。
- (2) 個人申込みの締切は、**2月1日(火) 18時**です。理由のいかんにかかわらず、締切後は申込みを受理できません。
- (3) 決められた申込方法に従わない場合は申込みを受理できません。
- (4) **入力される漢字は、JIS 第 1 水準、第 2 水準の漢字を使用してください。**
JIS 第 1 水準、第 2 水準にない漢字を使用された場合は、確認画面で当該文字が“■”になりますので、JIS 第 1 水準、第 2 水準の漢字に修正して、申し込んでください。
- (5) 氏名に英字は使用できません。氏名が英字の方は、氏名 (漢字、カナ) 欄はカタカナを使用してください。
- (6) 合格証書の氏名の印字で、JIS 第 1 水準、第 2 水準以外の漢字を希望する場合、受験票の氏名に“■”が印字されていた場合は、受験票の当該文字を必ず「赤」で訂正 (かい書で大きく) してください。

“■”を訂正しない場合は、合格証書の氏名はカタカナになります。

■ 2-4. 申込内容の変更

申込後、申込内容を変更する場合は、1月11日（火）10時から2月9日（水）12時までにホームページから申請してください。ただし、次の(1)～(3)の変更はできません。

- (1) 別人へ変更すること。
- (2) 試験区分をFE、SGから、他の試験区分へ変更すること。
- (3) 試験区分をAP、高度試験から、FE、SGへ変更すること。

■ 基本情報技術者試験の一部（午前試験）免除の変更について

受験申込後、基本情報技術者試験の一部免除を申請したい場合、又は一部免除申請を取消したい場合は、ホームページからの申請ができません。このため、申込内容の変更期間内に、受験申込みに関するお問い合わせ先（裏表紙参照）の問合せフォームから、次の情報を送信してください。

- (1) 受付番号
 - (2) 生年月日
 - (3) 日中連絡がとれる電話番号
 - (4) 「FE一部免除申請の追加」又は「FE一部免除申請の取消」
 - (5) 修了認定者管理番号
 - (6) 現在の氏名が修了認定時と異なる場合は、修了認定時の氏名（カタカナ）
- ※(5)、(6)は一部免除申請の取消の場合は不要です。

■ 転勤によって転居された方の試験地変更について

申込内容変更の締切以降、申込内容の変更は一切できません。ただし、**申込内容変更締切日（2月9日（水））後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方に限り**、転勤による試験地変更受付期間（**3月25日（金）～3月30日（水）消印有効**）に、試験地の変更を申請することができます。申請内容を審査の上、変更の可否を通知します。

なお、**この試験地変更は、変更できる席数に限りがありますので、満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。また、申請書類等に不備があった場合は受け付けません。**

詳細は、ホームページを参照してください。

注意事項

申込内容の変更締切日後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方であり、勤務先から転勤証明書を取得できる方を対象とします。

なお、親、配偶者の転勤によって転居された方も対象となります。

出張、就職、進学など、転勤以外の理由による試験地変更は一切できません。